

# 再評価に係る県知事等意見

26建企第341号  
平成26年10月22日

中部地方整備局長 殿

愛 知 県 知 事



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

平成26年10月9日付け国部整企画第99号の意見照会について、別紙のとおり回答します。

担 当 建設部建設企画課  
企画第二グループ 伊藤  
電 話 052-954-6611



(別紙)

【河川事業】

庄内川総合水系環境整備事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1 「対応方針(原案)」案に対して異議はありません。</li><li>2 事業実施にあたっては、事業効果を検証しつつ、河川環境の変化等に応じた管理をお願いしたい。</li><li>3 なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減など、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。</li></ol>
長良川直轄河川改修事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1 「対応方針(原案)」案に対して異議はありません。</li><li>2 なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減など、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。</li></ol>

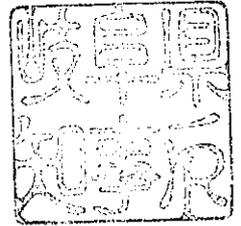
【港湾整備事業】

事業名	意見
三河港神野地区 国際物流ターミナル整備事業	<ol style="list-style-type: none"><li>1 「対応方針(原案)」案に対して異議はありません。</li><li>2 増加するコンテナ貨物需要への対応と、神野ふ頭全体の再編に伴うコンテナターミナル集約化のため、国際物流ターミナル整備事業の進捗をお願いしたい。</li><li>3 なお、事業実施にあたっては、一層のコスト縮減など、より効率的な事業推進に努められるようお願いしたい。</li></ol>

技第532号  
平成26年10月22日

中部地方整備局長 様

岐阜県知事 古田 肇



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）  
の作成に係る意見照会について（回答）

平成26年10月9日付け国部整企画第99号で依頼のありました中部地方整備局管内における直轄事業の再評価に係る対応方針（原案）案に対する本県の意見について、下記のとおり回答します。

記

【河川事業】

○庄内川総合水系環境整備事業

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について異存ありません。

○長良川直轄河川改修事業

対応方針（原案）のとおり、事業の継続について異存ありません。

なお、今後の事業の実施にあたっては、下記内容についてご配慮願います。

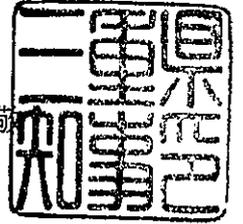
- ・長良川遊水地について、早期事業化、地元の合意形成に向けて、早急に候補地やスケジュールの提示をお願いします。
- ・事業費については、最新技術の活用も含めて、徹底したコスト縮減をお願いします。
- ・河川の改修に当たっては、多自然川づくりを基本とし、自然と共生した川づくりを進めるようお願いします。



県土 第26-81号  
平成26年10月23日

中部地方整備局長 様

三重県知事 鈴木英敬



中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の  
作成に係る意見照会について（回答）

平成26年10月9日付国部整企画第99号で依頼のありましたこのことにつき  
まして、下記により回答いたします。

記

1 長良川直轄河川改修事業

意見： 本事業は、下流域のゼロメートル地帯における高潮・洪水被害や、南海トラフ地震による地震・津波被害を軽減するために重要な事業です。今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、河川整備計画に基づく効率的な事業執行により、更なるコスト縮減をお願いします。

2 鈴鹿川直轄河川改修事業

意見： 本事業は、三重県の産業集積地帯を下流に持つ河川の治水安全度向上及び、南海トラフ地震による地震・津波被害を軽減するために重要な事業です。今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、河川整備計画の早期策定と効率的な事業執行により、更なるコスト縮減をお願いします。

3 宮川直轄河川改修事業

意見： 本事業は、近年、床上浸水が発生した宮川中～下流域の治水安全度向上及び、南海トラフ地震による地震・津波被害を軽減するために重要な事業です。今後も引き続き、本県と十分な調整をしていただき、河川整備計画の早期策定と効率的な事業執行により、更なるコスト縮減をお願いします。



事務担当  
三重県 県土整備部  
公共事業運営課 事業評価班  
電話 059-224-2915  
FAX 059-224-3290



交 管 政 第 59 号  
平成 26 年 10 月 23 日

国土交通省中部地方整備局長  
八 鍬 隆 様

静岡県知事 川勝 平太 

中部地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る  
意見照会について（回答）

平成 26 年 10 月 9 日付け国部整企画第 99 号で依頼のあった標記の件について、  
下記のとおり回答します。

記

1 河川事業「安倍川総合水系環境整備事業」再評価対応方針（原案）に係る  
意見

安倍川は、静岡県中部に位置し、その源を静岡県と山梨県の県境に位置する  
大谷嶺に発し、山間部を流れて支川を合わせながら南流し、静岡平野を形成す  
る扇状地に出たから藁科川を合わせて駿河湾に注いでいます。  
本事業は、川での水遊びや散策、環境教育などの地域活動と一体となった水  
辺の整備・保全を行うことにより、河川と地域の密接な関係を再構築していく、  
大変重要な事業です。  
今後も、コスト縮減の徹底とともに、効果が十分に発現されるよう事業の推  
進をお願いします。  
また、各年度の実施に際しては、引き続き、県と十分な調整をお願いします。

2 河川事業「菊川直轄河川改修事業」再評価対応方針（原案）に係る意見

菊川は、静岡県西部に位置し、その源を静岡県掛川市粟ヶ岳に発し、牛淵川  
等の支川を合わせながら南流し、遠州灘に注いでいます。  
本事業は、高潮対策や洪水対策として、堤防整備や河道掘削などを実施する  
ことで、高速道路や国道、幹線鉄道が通る交通の要衝を有する菊川市や掛川市  
などの菊川流域の浸水被害を軽減する、大変重要な事業です。  
今後も、コスト縮減の徹底とともに、効果が十分に発現されるよう事業の推  
進をお願いします。  
また、各年度の実施に際しては、引き続き、県と十分な調整をお願いします。



### 3 道路事業「一般国道 138 号須走道路」再評価対応方針（原案）に係る意見

本事業は、静岡県と山梨県を結ぶ国道 138 号の駿東郡小山町須走から御殿場市水土野に至る区間のバイパスであり、東富士五湖道路を經由して中央自動車道と新東名高速道路をつなぎ広域ネットワークを形成するとともに、災害に強い道路機能の強化や富士山周辺の観光振興や地域活性化、交通渋滞の緩和、交通事故の削減等に寄与する重要な事業です。

今後も、コスト縮減の徹底とともに、効果が十分に発現されるよう事業の推進をお願いします。

また、各年度の実施に際しては、引き続き、県と十分な調整をお願いします。

### 4 道路事業「一般国道 138 号御殿場バイパス（西区間）」再評価対応方針（原案）に係る意見

本事業は、静岡県と山梨県を結ぶ国道 138 号の御殿場市水土野から同市萩原に至る区間のバイパスであり、東富士五湖道路を經由して中央自動車道と新東名高速道路をつなぎ広域ネットワークを形成するとともに、災害に強い道路機能の強化や富士山周辺の観光振興や地域活性化、交通渋滞の緩和、交通事故の削減等に寄与する重要な事業です。

前回の再評価時と比較し、全体事業費が増額されていることから、今後も、コスト縮減を徹底するとともに、効果が十分に発現されるよう事業の推進をお願いします。

また、各年度の実施に際しては、引き続き、県と十分な調整をお願いします。